

第 33 号 議 案

長崎県園芸農産物規格条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県園芸農産物規格条例を廃止する条例

長崎県園芸農産物規格条例（昭和34年長崎県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

農業者の出荷に係るコスト及び業務量の削減を図るため園芸農産物に関する規格等を定めた条例を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。